

袖ヶ浦市建設工事競争入札における一抜け方式取扱要領

平成24年9月28日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、袖ヶ浦市が発注する建設工事の競争入札において、中小企業の受注機会の確保及び工事の品質確保に資することを趣旨として、一抜け方式の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に挙げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一抜け方式による入札

競争入札において、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位上位の工事から、落札者又は落札候補者となった者の他の工事の入札を無効とすることにより落札者を決定する入札方式をいう。

(2) 近接工事

市発注の工事区間（箇所等）の互いに最も近い部分を直線で結び、100メートルの範囲内で行う同一工種の工事をいう。

(3) 分割発注工事

限られた工期内での施工を実施するために、施工管理の適正化及び受注機会の確保等から一つの路線等を分割して発注する同一工種の工事をいう。

(対象工事)

第3条 一抜け方式による入札を行うことができる工事は、次の各号のとおりとする。

(1) 工期が重複する競争入札の近接工事又は分割発注工事

(2) その他市長が必要と認める工事

2 前項第2号の工事において、一抜け方式による入札を行うと参加業者が1者となる場合には、当該入札の競争性に鑑み、一抜け方式による入札は行わないものとする。

(一抜け方式の特例)

第4条 袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱第8条の調査（以下「低入札調査」という。）対象となった場合は、調査対象者の決定を保留し、落札決定順位下位の工事を優先する。当該落札決定順位下位の工事で落札者又は落札候補者となった場合は、低入札調査となった案件の入札を無効とする。

また、複数の工事で低入札調査となった場合は、落札決定順位上位の調査対象者は、落札決定順位下位の入札を無効とする。

(周知方法)

第5条 一抜け方式により入札を行う場合は、公告又は指名通知によりあらかじめ周知するものとする。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。